

# 受給には手続きが必要です

令和6年  
3月29日まで

## 物価高騰生活支援給付金（均等割のみ課税世帯分）

# （10万円/1世帯）のご案内

- 物価高騰生活支援給付金（均等割のみ課税世帯分） （1世帯あたり10万円） は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり **10**万円

### 給付金の支給時期

志摩市が確認書(または申請書)を受  
理した日から1ヶ月以内が目安です。  
※書類に不備がない場合

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

志摩市から  
確認書が届いた方はコチラ



下記①②両方に該当する世帯

- ① **全員が令和5年度住民税所得割非課税**
- ② **世帯の中に令和5年度住民税均等割のみ課税の方がいる**

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯を除く

令和5年12月2日以降に支給  
対象となった世帯や  
DV等避難者等特別な配慮を要  
する場合など

手続きや要件の詳細は  
裏面 **I** をご確認ください。

手続きや要件の詳細は  
裏面 **II** をご確認ください。

**!** 物価高騰生活支援給付金（均等割のみ課税世帯分）の  
**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯

令和5年12月1日時点で支給対象となる世帯

- 対象となる世帯には、志摩市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、事務局に返信してください。

確認書が届いた方



【注意事項】

令和6年3月29日（金）（当日消印有効）までに確認書を返信してください。

（返信がない場合は、本給付金を受けることができません。）



## II 令和5年12月2日以降に支給対象となった世帯やDV等避難者等特別な配慮を要する場合など

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請期限：令和6年3月29日（金）
- 申請方法：物価高騰生活支援給付金（均等割のみ課税世帯）申請書に記入し必要書類を添付して提出いただくか、記載のQRコードからオンライン申請してください。



### こども加算について

- 本給付金の対象世帯の中に18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童が含まれている場合、当該児童1人につき5万円の給付を追加で受けられます。
- こども加算用の確認書を提出することで申請できます。



提出書類の書き方の説明動画は  
こちらのQRコードから視聴できます。



オンラインでの申請は  
こちらのQRコードから申請できます。

## お問い合わせ

志摩市物価高騰生活支援給付金事務局  
電話番号 0120-105-295（志摩市総合フリーダイヤル）  
受付時間 8:30～20:00（土日、祝日を含む）

※本事業は志摩市の委託事業です。



詳しくは、上記QRコードより志摩市ホームページもご覧ください。